

# 中小企業経営力強化支援法に基づく 経営革新等支援機関 に認定されました

認定機関: 中小企業庁

中小企業の  
財務経営力・  
資金調達力  
の強化を全力で  
支援します

## 経営革新等支援機関の趣旨(金融円滑化法の出口戦略の1つとして創られました)

○今回の認定制度では、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を、国が認定することで、支援の担い手を多様化・活性化するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの専門家を派遣し、中小企業に対してチームとして専門性の高い支援を行うための支援体制を整備することとしています。

## こんな悩みを抱えている中小企業を支援いたします

自社の経営を「見える化」したい・・・密着したきめ細やかな経営相談から、財務状況・内容、経営状況に関する分析をします  
事業計画を創りたい・・・現状分析から事業計画等の作成実行支援を行います。進捗管理フォローアップなども行います  
専門的課題を解決したい・・・海外展開や知財管理に不安を抱えている企業に対して専門家チームで支援します  
金融機関と良好な関係を創りたい・・・決算書の信頼性を向上させ、資金調達力の強化に繋がります

## 経営革新等支援機関による経営者様への5大メリット

- 1. 短時間での経営改善が可能(改善費用の一部を国から補助されます)**
  - 多くの経営改善を担当してきたからこそ、貴社と一っしょに早期の改善の道筋やサポートを行って参ります(計画作成、デューデリジェンス、実行支援などで最大200万円まで補助が受けられます)
- 2. 設備投資をする事により節税が出来る可能性があります**
  - 経営改善に関する指導及び助言に基づき、設備投資をした場合、減価償却費を増やすか税額控除を受ける事ができ、納税額が安くなります(特別償却30%もしくは、税額控除7%)
- 3. 月々の返済が厳しい場合、借換を行う可能性があります(信用保証料も一部引き下げが可能)**
  - 認定を受けた専門家に経営支援を受けると金融機関から融資を受ける際の信用保証料の一部引き下げ(借換期間最大10年間で保証料率をマイナス0.2%)
- 4. 合理的な再生計画に基づく経営者の贈与について非課税措置が講じられます**
  - 認定を受けた専門家が関わった再生計画に基づき、経営者が私財を法人に贈与・譲渡した場合において贈与、譲渡所得税については非課税になります
- 5. 新たな取り組みを行う際、補助金を受けられる可能性があります**
  - 補助金に関わる事業計画策定を支援します(ものづくり支援、創業支援、小規模事業者支援など)

## 経営改善の実績(一例)

- |          |        |                                     |
|----------|--------|-------------------------------------|
| 1. 建設業   | 年商50億  | /借入先 複数行/所有不動産数か所→赤字部門を切り離し、自主再生    |
| 2. 卸売業   | 年商5億   | /借入先 2行 /所有不動産無し→販売先の見直しを行い、自主再生    |
| 3. 食品製造業 | 年商2億   | /借入先 1行 /所有不動産無し→販売方法を見直し、返済の繰り延べ実施 |
| 4. デザイン業 | 年商10億  | /借入金 複数行/所有不動産1ヶ所→リストラを行い、返済の繰り延べ実施 |
| 5. 製造業   | 年商100億 | /借入先 複数行/所有不動産多数→不動産売却をし、事業の見直し     |

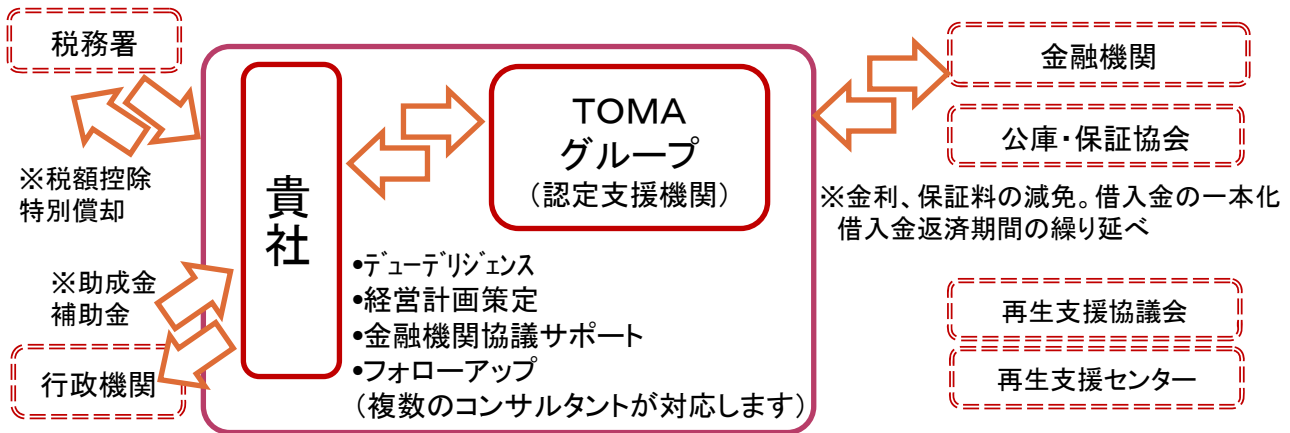
## 使命感を持って中小企業の経営をサポートして参ります

(TOMAは、再生企業をワンストップでサポートします)

1. 倒産しない、諦めない企業を創り、100年企業づくりのサポートを行います
2. 金融機関や信用保証機関との関係を良好になるように貴社との橋渡し役を進んで行います
3. “打つ手は無限”の精神で、貴社の業績アップの仕組みづくりのサポートを行います
4. 貴社に本気で関わり、貴社の一員として企業再建に携わります
5. 経営者、社員、取引先が発展する支援を行います

# ■ 貴社を過去・現在・未来の視点でサポートします

貴社の経営の根幹として「財務経営力」や「資金調達力」は非常に重要です。TOMAグループと一緒に下図のフローで着実に強化していきましょう(公認会計士・税理士・社労士・再生コンサルタントがサポートいたします)。



## ワンストップで経営改善を支援します

金融政策など	内容	備考
経営改善計画策定支援	経営改善計画書策定費用やDD費用、フォローアップ費用につき、最大200万円まで支援を受けられます	認定支援機関の助けを得て経営改善計画を策定した場合費用の2/3を国が支援します
経営環境変化対応資金 経営力強化資金 (日本政策金融公庫)	限度720百万円(中小企業事業) (認定機関が事業計画策定)	設備資金(15年以内) 運転資金(8年・7年以内) 基準利率△0.4%
借換保証の推進 (信用保証協会)	一本化などを行い期限の延長が可能(認定機関が事業計画策定)	保証料率を約△0.2%
設備投資の特別償却	取得額の30%の特別償却または7%の税額控除を認める	レジスター、陳列棚、看板の入替など対象
みなし譲渡課税の不適用	再建の為私財を提供した場合、譲渡所得については非課税	合理的な再生計画に基づく必要があります

■ 問合せ **TOMAコンサルタンツグループ株式会社・TOMA財務コンサルタンツ株式会社**  
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館3階 担当:経営コンサル1部 総合企画部  
 TEL03-6266-2555 FAX 03-6266-2556 <http://www.toma.co.jp> Mail [toma@toma.co.jp](mailto:toma@toma.co.jp)

■ グループ会社  
 TOMA税理士法人 TOMA社会保険労務士法人 TOMA監査法人 TOMA行政書士法人  
 ・公認会計士 8名・公認会計士試験合格者3名・米国公認会計士1名・税理士 33名・国税局0B税理士 8名・税理士試験科目合格者 27名・社会保険労務士 11名・中小企業診断士3名・司法書士2名・行政書士4名・M&Aシニアエキスパート3名・人事労務コンサルタント 10名・経営コンサルタント 10名・医療経営コンサルタント 10名・ITコンサルタント10名・ファイナンシャルプランナー 20名・賃貸不動産経営管理士 1名  
 総人数 150名

■ 無料相談等 お申込書 このままFAXで送信ください。折り返し日程調整のご連絡を差し上げます。

貴社名		お役職	
ご担当者名		TEL	
住所	〒	FAX 必ず記入	
E-MAIL		業種	従業員数

**FAX送信先 03-6266-2556**